

会 議 録

会議の名称		令和５年度第一回つくば市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		令和５年(2023年)４月２７日（木）開会 14:00 閉会 14:50		
開催場所		つくば市役所２階 204 会議室		
事務局（担当課）		福祉部高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、仲野 俊二委員、武藤 成一委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、根本 祥代委員		
	その他	特定非営利活動法人 サラダボール様 特定非営利活動法人 友の会たすけあい様 関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 池田 得夢様		
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第５条第１号、第３号が部分的に含まれるため。		
議題		福祉有償運送の更新登録について		
会議録署名人			確定年月日	令和５年(2023年)５月１５日
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 座長選出 4 座長あいさつ 5 議事 福祉有償運送の更新登録について			

<会議内容>

1 開会

稲葉補佐：それでは定刻でございますので、これより令和5年度第1回つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、福祉部長の根本より挨拶申し上げます。2 あいさつ

根本部長：本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

つくば市福祉部長の根本と申します。よろしくお願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆さまご承知の通り、つくば市における NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市では4団体が福祉有償運送を実施しており、公共交通機関の利用が難しい方にとって大きな役割を担っていただいています。

本日は、更新登録申請2団体の協議となりますので、委員の皆様には忌憚ないご意見をいただきますようお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：根本福祉部長は委員となっておりますので、委員席に移動をお願いいたします。

次に、資料5に、つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がござ

います。

そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

筑波大学医学医療系准教授水野智美様。

水野委員：水野でございます。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官中野俊二様。

中野委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東鉄道株式会社常務取締役武藤誠一様。

武藤委員：関東鉄道株式会社 武藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば学園タクシー協同組合事務局長鈴木誠様。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：特定非営利活動法人友の会たすけあい理事長佐藤文信様。

佐藤委員：NPO 法人友の会たすけあいの佐藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長後藤真紀様。

後藤委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市シルバークラブ連合会会長石塚一夫様。

石塚委員：石塚です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市から福祉部長根本祥代。

以上八名です。

なお本日は随行として、関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官の池田得夢様に出席いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

福祉部次長の相澤でございます。

相澤次長：相澤でございます。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：高齢福祉課長の日下です。

よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：係長の石川です。

石川係長：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主任の島田です。

島田主任：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主事の立原です。

立原主事：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主事の山中です。

山中主事：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：そして私、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

稲葉補佐：では次に、座長の選出に移ります。

どなたか座長になっていただける方はいらっしゃいませんか。

委員：事務局一任でお願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございます。

それでは事務局から提案させていただきます。

これまでも座長のご経験がある水野智美様にご座長をお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。

稲葉補佐：異議なしと認め、水野様にお願いいたしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長：僭越ながら座長を務めさせていただきます。

先ほど部長さんもお話ありましたけれども、この障害のある方や高齢者にとっての移動のニーズというのが高まってきて、この福祉有償運送というものの必要性というのがますます高まっていると思います。

皆様と一緒に有意義な会にしていきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要綱第五条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち8名ご出席いただいておりますので、今回は、成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。

ただし、審議においてつくば市情報公開条例第5条第1号に規定される個人情報及び第3第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。

異議なしということで、この会議を一部非公開にすることに決定いたします。

次に会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開をさ

せていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載として、公開させていただいております。

また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

それではここからは水野座長に進行をお願いいたします。

よろしくお願いします。

5 議事

座長 : では、これから議事に入りますので申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人 サラダボール）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

座長 : それでは、決をとりたいと思います。

では、ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

では参加委員8名中8名の賛成で、本案件は承認といたします。

次に、事務局の方から友の会たすけあい様のご説明をお願いしたいと思います。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人 サラダボール）

（事務局による説明）

(委員からの意見、質疑応答)

水野座長：それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

参加委員7名中7名の賛成で本案件は承認といたします。

以上で議事案件については終了いたします。

これで任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

6 その他

稲葉補佐：ありがとうございました。

水野座長、委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から報告がございますので、佐藤委員の入室をお願いいたします。

事務局：今回承認をいただきました2団体には、運営協議会において協議が整ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付させていただきます。

その書類と合わせて茨城運輸支局様に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

次に、お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、福祉有償運送の旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の現状状況になっております。

(1)の①は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の人数になっております。

令和2年度から今年度までをまとめましたが、令和5年度の合計は5,096人と、令和4年度から令和5年度にかけては多少減少しましたが、全体的には増加傾向にあります。

裏面の②、③は、要介護要支援認定を受けている方の人数になります。

こちら①と同様、令和4年度から令和5年度は多少減少傾向にありますが、全体的には増加傾向にあり、令和5年度は要介護、要支援合わせて7,895人となっております。

④については、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和5年度は、それぞれ知的障害の方は1,464人、精神障害の方は1,923人となっております。

今述べた通り、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は増加しており、そうした状況の中でドアツードアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

次に、2ページ目の下部に記載のある移動困難申出書による対象者の欄をご覧ください。

移動困難申出書による対象者についてですが、平成29年2月9日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出してもらうこととしました。

判定基準は、3ページの申出書の移動身体コミュニケーション日常生活の全体で3ヶ所以上に該当していること。

またはチェック項目に三つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であることです。

その判定は、今日議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

4 ページをご覧ください。

NPO 法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。

平成 30 年度から令和 4 年度までの会員数と利用件数をまとめました。

それぞれの合計を見てみると、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和 4 年度は合計延べ会員数 543 名、合計延べ利用件数 2,375 件と増加しており、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

本日お配りいたしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料 2、資料 3 の更新登録申請の資料については、回収させていただきます。

机の上に置いたままをお願いいたします。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様には、以前ご提出いただきました口座に後日謝礼をお支払いいたします。

前回から口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声掛けください。

お車でお越しの方は駐車券の無料化処理も行っております。

まだお済みでない方は事務局までお申し出ください。

稲葉補佐：それでは、以上で令和 5 年度第 1 回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。

会 議 録

会議の名称		令和５年度第二回つくば市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		令和５年(2023 年)10 月 10 日（火）開会 15:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市消防庁舎 3 階多目的ホール		
事務局（担当課）		福祉部高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、池田 得夢委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、松村 美枝子委員、根本 祥代委員		
	その他	医療法人社団健康尚仁会 飯村医院様		
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第 5 条第 1 号、第 3 号が部分的に含まれるため。		
議題		福祉有償運送の更新登録について		
会議録署名人			確定年月日	令和 5 年(2023 年)11 月 日
会議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 座長選出 4 座長あいさつ 5 事務局報告 つくば市の福祉有償運送の現状について 6 議事 福祉有償運送の更新登録について			
＜会議内容＞ 1 開会				

稲葉補佐：では定刻でございますので、これより令和5年度第2回つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、福祉部長の根本より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

根本部長：本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

つくば市福祉部長の根本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆様御承知のとおり、つくば市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市内では4団体が福祉有償運送を実施しており、障害のある方や高齢者等、公共交通機関の利用が難しい方にとって大きな役割を担っていただいております。

このような中、本日は更新の登録申請の協議となりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

稲葉補佐：それでは、根本福祉部長は、委員となっておりますので、委員席にご移動お願いいたします。

次に、資料4につくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がございます。そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

筑波大学医学医療系准教授、水野智美様。

水野委員：水野です。よろしくお願いします。

稲葉補佐：関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官、池田得夢様。

池田委員：池田です。よろしくお願いします。

稲葉補佐：筑波学園タクシー協同組合事務局長、鈴木誠様。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：特定非営利活動法人友の会助け合い理事長、佐藤文信様。

佐藤委員：佐藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長、後藤真紀様。

後藤委員：後藤です。よろしくお願いします。

稲葉補佐：つくば市ボランティア連絡協議会より、松村美枝子様。

松村委員：松村です。よろしくお願いします。

稲葉補佐：つくば市から福祉部長根本祥代。

根本委員：どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東鉄道株式会社常務取締役廣瀬貢司様、及びつくば市シルバークラブ連合会会長石塚一夫様は本日欠席となっております。

なお、茨城運輸支局の池田様と関東鉄道の廣瀬様は今回の運営協議会から委員となっていていただいておりますが、つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第4条第1項に基づき、前任の方の残任期間中委員を担っていただきますことを併せてご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

福祉部次長の相澤でございます。

相澤次長：相澤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：課長の日下です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：係長の石川です。

石川係長：石川と申します。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主任の島田です。

島田主任：島田です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主事の立原です。

立原主事：立原です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主事の山中です。

山中主事：山中です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：そして私高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

稲葉補佐：次に、座長の選選出に移ります。どなたか座長になっていただける方はいらっしゃいませんか。

委員：事務局に一任でどうでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。それでは事務局から提案させていただきます。これまでも座長のご経験がある水野智美様に座長をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：異議なしと認め、水野様にお願いしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長：改めましてこんにちは。筑波大学の水野と申します。先ほど部長さんも仰っていましたが、障害のある方や高齢者が安心して安全に外出するためには、この福祉有償運送というものが重要となる

と思いますので、忌憚のない御意見をいただいて進めていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございました。議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第五条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち、7名出席いただいておりますので、今回は、成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議においてつくば市情報公開条例第五条第1号に規定される個人情報及び第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、し、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。異議なしということで、この協議会を一部非公開にすることを決定いたします。

次に、会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開させていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して公開させていただきます。また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

議事に入る前に事務局よりつくば市の福祉有償運送の現状についてご説明いたします。

5 事務局報告 つくば市の福祉有償運送の現状について

事務局：そうしましたら、お手元の資料1をご覧ください。NPO法人等による

移動制約者に対する輸送サービスの活動状況の実績です。平成30年度から令和5年度6月までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計を見てみると、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和4年度は合計延べ会員数543名、合計延べ利用件数2,375件と増加しております。また、今年度の4月から6月期の実績を昨年度のものと比較すると、利用会員数は133人から127人と減少していますが、利用件数は597件から647件と増加しており、引き続き福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

また、つくば市では、今年度7月に、高齢者等の移動支援セミナーと称して、基調講演と移動支援団体の事例発表を通し、地域住民主体の移動支援への理解を深めるセミナーを開催し、9月には、福祉有償運送等運転者担い手育成事業として、運転講習会を実施し、移動支援をさらに推進しているところです。つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

稲葉補佐：それでは、ここからは水野座長に進行をお願いいたします。

6 議事 福祉有償運送の更新登録について

水野座長：それでは議事に入りますので、申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録について（医療法人社団健康尚仁会 飯村医院様）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいた

します。

水野座長：ありがとうございます。

参加委員 7 名中、7 名の賛成で、本案件は承認といたします。

以上で、議事案件については、終了となりますので、これで座長の任を解かせていただきます。円滑なご協議に協力いただきましてありがとうございます。

稲葉補佐：ありがとうございました。水野座長、委員の皆さま皆様ご協力ありがとうございました。では今後の流れ等、その他について事務局からご説明いたします。

事務局：今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。その書類と合わせて茨城運輸支局に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

本日お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料 2 の更新登録申請の資料については、回収させていただきますので、机の上に置いたままをお願いいたします。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様には、以前提出いただきました、お口座の方に後日謝礼をお支払いいたします。口座を変更の方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声掛けください。

お車でお越しの方は、駐車券の無料化処理を行っておりますので、お済みでない方は事務局までお申し出ください。

稲葉補佐：それでは以上で、令和 5 年度第 2 回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

つくば市の福祉有償運送の現状について

資料 1

NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況報告

事業者区分	平成30年度／4～6月		平成30年度／7～9月		平成30年度／10～12月		平成30年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	91人	388件	93人	387件	99人	457件	101人	432件	384人	1,664件
NPO法人 サラダボール	27人	117件	28人	135件	28人	148件	29人	183件	112人	583件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	13人	8件	14人	13件	15人	11件	15人	14件	57人	46件
一般社団法人 絆	33人	176件	29人	142件	32人	135件	36人	100件	130人	553件
合計	164人	689件	164人	677件	174人	751件	181人	729件	683人	2,846件

事業者区分	平成31年度／4～6月		令和元年度／7～9月		令和元年度／10～12月		令和元年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	90人	416件	94人	411件	98人	399件	104人	328件	386人	1,554件
NPO法人 サラダボール	29人	130件	29人	144件	28人	159件	26人	136件	112人	569件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	16件	16人	10件	17人	15件	17人	8件	66人	49件
一般社団法人 絆	40人	113件	44人	132件	47人	145件	47人	131件	178人	521件
合計	175人	675件	183人	697件	190人	718件	194人	603件	742人	2,693件

事業者区分	令和2年度／4～6月		令和2年度／7～9月		令和2年度／10～12月		令和2年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	89人	260件	94人	326件	96人	344件	94人	293件	373人	1,223件
NPO法人 サラダボール	26人	76件	26人	118件	27人	113件	27人	117件	106人	424件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	17人	9件	12人	10件	13人	5件	13人	23件	55人	47件
一般社団法人 絆	17人	71件	25人	78件	15人	52件	12人	52件	69人	253件
合計	149人	416件	157人	532件	151人	514件	146人	485件	603人	1,947件

事業者区分	令和3年度／4～6月		令和3年度／7～9月		令和3年度／10～12月		令和3年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	77人	317件	78人	303件	81人	261件	83人	194件	319人	1,075件
NPO法人 サラダボール	27人	151件	27人	138件	25人	142件		114件	79人	545件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	12人	10件	15人	16件	17人	7件	17人	5件	61人	38件
一般社団法人 絆	9人	76件	8人	67件	9人	96件	9人	20件	35人	259件
合計	125人	554件	128人	524件	132人	506件	109人	333件	494人	1,917件

事業者区分	令和4年度／4～6月		令和4年度／7～9月		令和4年度／10～12月		令和4年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	73人	259件	78人	311件	82人	288件	66人	232件	299人	1,090件
NPO法人 サラダボール	26人	148件	26人	149件	27人	148件	27人	137件	106人	582件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	16件	16人	7件	18人	14件	66人	48件
一般社団法人 絆	18人	179件	17人	183件	18人	155件	19人	138件	72人	655件
合計	133人	597件	137人	659件	143人	598件	130人	521件	543人	2,375件

事業者区分	令和5年度／4～6月		令和5年度／7～9月		令和5年度／10～12月		令和5年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	69人	289件							69人	289件
NPO法人 サラダボール	27人	147件							27人	147件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件							16人	11件
一般社団法人 絆	15人	200件							15人	200件
合計	127人	647件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	127人	647件

○つくば市の福祉有償運送団体

NPO法人 友の会たすけあい

NPO法人 サラダボール

医療法人 社団健康尚仁会 飯村医院 訪問介護 なかよし

一般社団法人 絆

許可期限

許可期限

令和5年4月27日 運営協議会実施

令和5年4月27日 運営協議会実施

令和5年10月28日

令和7年4月26日

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料4

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	ミズノ トモミ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局運輸企画専門官 輸送担当	イケダ エム 池田 得夢
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ コウジ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 事務局長	スズキ マコト 鈴木 誠
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サウ フミノブ 佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	ゴトウ マキ 後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシツカ カズオ 石塚 一夫
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人代表	マツムラ ミエコ 松村 美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト サチヨ 根本 祥代

会 議 録

会議の名称		令和５年度第三回つくば市福祉有償運送運営協議会（書面会議）		
書類発送日		令和６年（２０２４年）１月１５日		
協議期間		令和６年（２０２４年）１月２３日まで		
事務局(担当課)		高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、仲野 俊二委員、廣瀬 貢司委員、鈴木 誠委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、松村 美枝子委員、根本 祥代委員		
	その他	特定非営利活動法人 友の会たすけあい		
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長、山中主事 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、石川係長、島田主任、立原主事		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	０人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第５条第１号が部分的に含まれるため、資料の一部を非公開とする。		
議題		福祉有償運送料金の改定について		
会議録署名人			確定年月日	令和６年(2024年)２月１９日
会議次第	資料１ 福祉有償運送料金の改定について (特定非営利活動法人 友の会たすけあい)			
	資料２ つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項			
	資料３ つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿			

<会議内容>

協議方法

- ・つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項第5条2項に基づき、会議の開催に代えて、書面による協議を実施した。
- ・各委員に対し、協議内容の確認及び承認の有無について回答書による提出を依頼した。

協議内容

道路運送法第79条第8項の料金の改定に係る協議について

書面会議の結果、承認

(合意に至った年月日：令和6年(2024年)1月22日)

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

つくば市福祉有償運送運営協議会 様

特定非営利活動法人 友の会たすけあい
理事長 佐藤 文信

運営協議会の開催についてのお願い

道路運送法第 7 9 条の 8 の規定に基づき、福祉有償運送に係る料金を別添のとおり改定したいので、福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

1. 料金改定の理由

昨今のガソリン代をはじめとした諸物価高騰への対応と、運転者の確保による事業の継続を図るため、令和 6 年 3 月 1 日より福祉有償運送の料金を別添のとおり改定したい。

なお、改定する利用料金表およびその情報については 2 月 1 日付で、すべての利用会員に対して事前に郵送で通知する。

開催方法等につきましては、貴運営協議会に一任いたします。

以上

問い合わせ先

担当者	
住所	
電話	
FAX	
e-mail	

福祉有償運送料金の改定について

特定非営利活動法人 友の会たすけあい

茨城県内のタクシー業界では、ガソリン代の高騰や運転手不足が続く中令和5年10月1日、16年ぶりに運賃の値上げが実施されました。

当会としても同様に燃料費をはじめとした諸物価高騰への対応と、運転者の確保による事業の継続を図るため、16年ぶりに福祉有償運送料金改定の申請をいたします。

なお、料金の改定に当たっては、「タクシーの上限運賃の概ね2分の1を目安」のガイドラインに沿ってに設定いたしました。

値上げ(運賃改定)申請の理由としては、

- (1) ガソリン高騰による燃料費負担の重荷
- (2) 自動車保険料の値上げによる経費負担増
- (3) 諸物価高騰による事務経費等の事務所維持の負担増
- (4) アルコール検査の実施に伴うアルコール検査機購入費の負担増
- (5) 運転ボランティアの要員確保のための人員募集経費(チラシの製作印刷等)の増加

改定内容

1)距離制運賃の改定 (次ページ表の通り)

○初乗り料金…… 改定なし 2.0km まで 400 円

○加算料金…… 改定あり 走行距離 500m増す毎に 100 円加算に改定

2)迎車回送料金……改定なし 往路、復路共に距離に関係なく 200 円。但し、市内の国道354号線以北の在住者は 500 円

3)待機料金…… 改定あり 待機時間 1 時間以内無料を、30 分以内無料に改定
以降 30 分増す毎に500円

4)病院等の付添い介助料金……改定なし 付添い介助時間 30 分毎に 500 円

5)実施日………令和 6 年3月 1 日より

以上

友の会 たすけあい新料金表			(参考) タクシー料金	
走行距離	新料金	現行料金	走行距離	料金
km	円	円	m	円
～2.0km	400	400	～2212m	900
～2.5km	500	500	～2636m	1100
～3.0km	600	500	～3148m	1300
～3.5km	700	700	～3660m	1500
～4.0km	800	700	～4172m	1700
～4.5km	900	800	～4684m	1900
～5.0km	1,000	800	～5196m	2100
～5.5km	1,100	1,000	～5708m	2300
～6.0km	1,200	1,000	～6220m	2500
～6.5km	1,300	1,100	～6732m	2700
～7.0km	1,400	1,100	～7244m	2900
～7.5km	1,500	1,300	～7756m	3100
～8.0km	1,600	1,300	～8268m	3300
～8.5km	1,700	1,400	～8780m	3500
～9.0km	1,800	1,400	～9292m	3700
～9.5km	1,900	1,600	～9804m	3900
～10.0km	2,000	1,600	～10316m	4100
～10.5km	2,100	1,800	～10828m	4300
～11.0km	2,200	1,800	～11340m	4500
～11.5km	2,300	1,900	～11852m	4700
～12.0km	2,400	1,900	～12364m	4900
～12.5km	2,500	2,100	～12876m	5100
～13.0km	2,600	2,100	～13388m	5300
～13.5km	2,700	2,200	～13900m	5500
～14.0km	2,800	2,200	～14412m	5700
～14.5km	2,900	2,400	～14924m	5900
～15.0km	3,000	2,400	～15436m	6100
～15.5km	3,100	2,500	～15948m	6300
～16.0km	3,200	2,500	～16460m	6500
～16.5km	3,300	2,700	～16972m	6700
～17.0km	3,400	2,700	～17484m	6900
～17.5km	3,500	2,800	～17996m	7100
～18.0km	3,600	2,800	～18508m	7300
～18.5km	3,700	3,000	～19020m	7500
～19.0km	3,800	3,000	～19532m	7700
～19.5km	3,900	3,100	～20044m	7900
～20.0km	4,000	3,100	～20556m	8100

※
500m増す毎
に100円加算

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

（設置）

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員等）

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料3

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	ミズノ トモミ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 輸送担当	ナカノ シンジ 仲野 俊二
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ コウジ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 事務局長	スズキ マコト 鈴木 誠
5	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	ゴウ マキ 後藤 真紀
6	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシツカ カズオ 石塚 一夫
7	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人	マツムラ ミエコ 松村 美枝子
8	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト サチヨ 根本 祥代
	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サトウ フミノブ 佐藤 文信

※申請者のため今回は協議会から除く

会 議 録

会議の名称		令和５年度第四回つくば市福祉有償運送運営協議会			
開催日時		令和６年(2024 年)３月 26 日（火）開会 14:00 閉会 14:30			
開催場所		つくば市本庁舎 2 階 204 会議室			
事務局（担当課）		福祉部高齢福祉課			
出席者	委員	水野 智美委員、池田 得夢委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、根本 祥代委員			
	その他	特定非営利活動法人 サラダボール様			
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 障害者地域支援室 福田室長 高齢福祉課 日下課長、稲葉課長補佐、島田主任、鈴木主任、立原主事			
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開		傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由					
議題		福祉有償運送の料金改定について			
会議録署名人			確定年月日	令和６年(2024年)４月 23 日	
会議次第	1 開会				
	2 あいさつ				
	3 座長選出				
	4 座長あいさつ				
	5 議事 福祉有償運送の料金改定について				
<会議内容>					
1 開会					
稲葉補佐：では定刻でございますので、これより令和５年度第４回つくば市福					

社有償運送運営協議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、福祉部長の根本より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

根本部長：本日は大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。つくば市福祉部長の根本でございます。

この福祉有償運送運営協議会は、皆様ご承知の通り、つくば市における NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在つくば市内では4団体が福祉有償運送を実施しており、障害のある方や高齢者等、公共交通機関の利用が難しい方にとって、大きな役割を担っていただいております。

このような中、本日は料金改定についての協議となります。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：根本福祉部長は委員となっておりますので、委員席に移動をお願いいたします。

次に、資料2につくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がございます。そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

筑波大学医学医療系准教授、水野智美様。

水野委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東運輸局茨城運輸支局より、仲野俊二様の代理として、運輸企画専門官、池田得夢様。

池田委員：よろしくお願いいたします。池田です。

稲葉補佐：筑波学園タクシー協同組合事務局長、鈴木誠様。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：特定非営利活動法人友の会たすけあい理事長、佐藤文信様。

佐藤委員：佐藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長、後藤真紀様。

後藤委員：後藤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市シルバークラブ連合会会長、石塚一夫様。

石塚委員：石塚です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：つくば市から福祉部長、根本祥代。

根本委員：よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：関東鉄道株式会社常務取締役、廣瀬貢司様及びつくば市ボランティア連絡協議会世話人代表、松村美枝子様は本日欠席となっております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

稲葉補佐：福祉部次長の相澤でございます。

相澤次長：相澤です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：日下です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主任の島田です。

島田主任：島田です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主任の鈴木です。

鈴木主任：鈴木です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：主事の立原です。

立原主事：立原です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしくお願いいたします。

稲葉補佐：そして私高齢福祉課課長補佐の稲葉と申します。

よろしく願いいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

稲葉補佐：次に、座長の選出に移ります。

どなたか座長になったになっていただける方はいらっしゃいませんでしょうか。

委員： 事務局に一任でいかがでしょうか。

稲葉補佐：ありがとうございます。

それでは事務局から提案させていただきます。

これまでも、座長のご経験のある水野智美様に座長をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

稲葉補佐：異議なしと認め、水野様にお願いしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長：みなさん、こんにちは。筑波大学の水野と申します。この頃、ガソリン代が毎日毎日高いなと自分自身思いながら、ガソリンスタンドに行くんですけれども、ガソリン代高騰とか、いろんなものが高騰ということと、またあわせて、利用者さんの利便性の兼ね合いで、本日のこの会議というところで、忌憚のないご意見を頂戴しながら、考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉補佐：ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要綱第五条第2項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のう

ち7名出席いただいておりますので、本会は成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。

ただし、協議中に議論の展開等により、非公開とすることが適当であり、また、その条件を満たした場合には、一部非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし。

稲葉補佐：ありがとうございます。異議なしということで、この協議会を公開にすることに決定いたします。

次に、会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開をさせていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して公開させていただきます。

また、会議録の作成のために、事務局での会議の内容を録音させていただきますのでご承知お願いします。

また、録音機材の都合上、発言の際には、マイクをご利用くださいますようお願いいたします。

それではここから水野座長に進行をお願いいたします。

水野座長：はい。では議事に入りますので、申請者の方の入室をお願いします。

では、ただいまから議事に入ります。

福祉有償運送の料金改定についてでございます。

事務局の方から申請内容の説明をよろしくをお願いします。

事務局：はい。事務局より申請の概要についてご説明いたします。

まず資料1の、自家用有償旅客運送にかかる旅客から収受する対価の改定に関する申請書をご覧ください。

団体名は、非営利活動法人サラダボール、代表者は理事長齊藤真吾氏です。

変更しようとする運送の対価の区域は、つくば市と土浦市で、土浦市においても協議を依頼中とのことでした。

続いて、変更しようとする運送の対価について。時間料金は現在、1 時間 1, 200 円であるところを 1, 400 円に変更し、距離料金は現在、1 km25 円であるところを 60 円に変更します。

資料 1－2 と資料 1－3 がそれぞれ変更後と変更前の利用者向け案内チラシです。変更前の金額はそちらをご確認ください。

なお、変更後の金額は、令和 5 年 12 月 28 日付け発出の国土交通省の通達が定める「当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割」以下であることを確認しています。

続いて資料 1 の 4、変更を必要とする理由は、ガソリン代、車両点検の費用、自動車保険料の高騰があり、また、運転者を確保して、安心、安全にサービスを提供して事業を継続するため、です。

改定内容の周知については、3 月下旬に利用者の方々へ新料金表の案内を行い、4 月に説明会を 2 回開催し、2024 年 5 月 1 日から新料金での運用を開始します。資料 1－2 の裏面が利用者向け説明会の案内です。そちらで説明会の内容をご確認いただければと思います。以上がサラダボールさんの方から申請書類につきまして、事務局で確認した事項でございます。事務局からの説明は以上です。

水野座長：ありがとうございました。

ただいまの事務局の方からの説明について、補足事項がありましたら、申請者のサラダボール様、何かありましたらお願いいたします。

サラダボール：はい。特に私の方で追加することはありません。

水野座長：ありがとうございました。

では、ここで委員の皆様からの意見、またはご質問等ありましたら
よろしく願います。

池田様願います。

池田委員：茨城運輸支局の池田です。昨年は更新、お疲れ様でした。

冒頭で水野座長がおっしゃったように、昨今ガソリン代の価格が上
がったり、それに合わせてタクシー運賃も、昨年の 9 月に運賃改定
が 16 年ぶりにありました。

それに合わせたわけではないですが、やはり国土交通省としては、
昨今の移動の足の確保をととても重視しておりますので、価格の面で、
どうしてもこれ以上続けられないという前に、このような改定を検
討いただき、先ほどもさすがだなと思ったのが、つくば市の高齢福
祉課の事務局さんが、対価の目安、5 割から 8 割というところを紹
介いただいて、そこも踏まえまして、運転者を確保するためにも資
金も必要ですし、燃料代高騰も響いてくるものだと思いますので、
今後何かありましたら相談して、地域の足の確保が途切れることの
ないように、今後も交通行政にご協力いただければと思います。あ
りがとうございます。

水野座長：池田様ありがとうございました。

その他、何か委員の皆様からご意見等ありませんでしょうか。

願います。

池田委員：たびたびすみません。これはサラダボールさんの件というわけでは
ないのですが、この場をいただきましたので、直近の 8 割の改正も
そうですが、実は申請手続きも、更新申請は新規と同じぐらい書類
を集めて大変なところ、昨年もサラダボールさん、佐藤委員の友の
会たすけあいさんも申請されたと思いますが、そういった手続きの
簡略化も、昨年 11 月にありました。

これがどういうものかという、前回の更新申請時に、提出した書類については変わらなければ出さなくてよいというものになりました。この制度を使いますと、今まで30枚、40枚ぐらい集めていた書類が、5枚ぐらいに簡略化できるというものになっておりますので、今後も福祉有償運送は、申請に何そろえればいいのか、いろいろとわからないところがあると思います。どういう手続きをとればいいのか、お困りのことありましたら、今後も遠慮なく茨城運輸支局までお問い合わせいただければと思います。

最後に、年度末の場ですので、事務局さんから市内の福祉有償運送団体をお願いしたいのが、令和5年度の実績報告書の提出期限は、令和6年5月31日までとなっておりますので、そこだけ忘れずに支局に提出するようご案内いただければ助かりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

水野座長：ありがとうございます。

では、サラダボール様に関して、何かご意見、よろしいでしょうか。申請者の方のご退出をお願いしたいと思います。

それでは決をとりたいと思います。

ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

参加委員7名中7名の賛成で、本案件は承認といたします。

以上で、議事案件について終了となりますので、これで座長の任を解かせていただきます。

円滑なご協議にご協力いただき、ありがとうございます。

稲葉補佐：水野座長、委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

今後の流れ等について事務局からご説明いたします。

事務局：今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が整ったことを証する書類を、当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。

また、本日までご出席いただきました委員の皆様には、以前ご提出いただいております、お口座の方に後日謝礼をお支払いいたします。

口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声掛けください。

稲葉補佐：それでは以上で、令和5年度第四回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。

令和 6 年 3 月 6 日

つくば市運営協議会 会長 殿

住 所 つくば市天久保 2-1 2-7
アウスレーゼ 1F
名 称 特定非営利活動法人サラダボール
代表者名 理事長 斉藤新吾
連絡先 029-859-0590

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価の改定に関する申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価のについて、下記のとおり改定したいので、貴市の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者名
特定非営利活動法人サラダボール
理事長 斉藤新吾
2. 変更しようとする運送の対価の区域
つくば市 土浦市
3. 変更しようとする運送の対価
時間料金 1 時間 1,400 円
距離料金 1 キロ 60 円
4. 変更を必要とする理由
ガソリン代、車両点検の費用、自動車保険料の高騰があり、また、運転者を確保して、安心・安全にサービスを提供して事業を継続するために実施する。
5. 対価の改定日及び利用者への周知
改定日：2024 年 5 月 1 日より
利用者への周知方法：3 月下旬に新料金表の案内を行い、4 月に説明会を 2 回、開催して改定を周知する。

2024 年 5 月 1 日以降

移送サービスのご案内

移送車両

キャラバン : 電動リフト車 1 輦……車椅子 2 台乗車可能
アトレー : 後部スロープ車 1 輦……車椅子 1 台乗車可能
タント : 後部スロープ車 1 輦……車椅子 1 台乗車可能
ノート : セダン型（普通車）1 輦
他 運転者持ち込み車両（つくば市発着のみ）

営業時間

24 時間 365 日対応可（予約制）

*ただし、降雪・路面凍結、暴風雨等の悪天候、自然災害等により、運行を休止する場合があります。運行中止の場合は、利用日の前日に電話等で休止の連絡をいたします。

利用料金

時間料金: 1 時間ごとに **1,400 円** } 時間料金と距離料金を合計した額
距離料金: 1km ごとに **60 円** } **⇒利用料金**

※但し、利用時間は集合から解散までとし、途中の待機時間を含みます。

※回送については 20km を超える部分について 1km ごとに 60 円の距離料金を加算します。

例) 移送時間 2 時間、20km の移送の場合 } 時間料金 + 距離料金
時間料金: 1,400 円 × 2 時間 = 2,800 円 } **= 利用料金 4,000 円**
距離料金: 60 円 × 20km = 1,200 円 }

利用前日までのキャンセルは無料です。当日キャンセルの場合は時間料金全額をキャンセル料として頂きます。

申し込み方法

移送サービスの利用をご希望の方は、前月 20 日までにお願います。急なお申し込みには対応できない場合があります。なお、緊急を要する場合などは、別途ご相談ください。

お問い合わせ

移送サービスのご質問・お申し込みは、下記までご遠慮なくお問い合わせください。

特定非営利活動法人 サラダボール

〒305-0028 つくば市天久保 2-12-7 アウスレーゼ 1F

Tel 029-859-0590 Fax 029-859-0594

利用料金の改定(移送サービス) 説明会のご案内

1. 日 時 第1回 2024 年 4 月 [] から [] まで
第 2 回 2024 年 4 月 [] から [] まで

2. 場 所 特定非営利活動法人サラダボール事務所 つくば市天久保2-12-7 アウスレーゼ 1F
または、オンライン(Zoom)を利用したハイブリット形式

第1回と第2回は同じ内容の説明をいたします。いずれかご都合の良い日でご参加ください。

出席を希望される方は、下記用紙にご記入の上、郵便、Fax、メール(内容が伝われば、任意の形式で構いません。)でご連絡ください。オンライン出席希望の方には、Zoom のリンクをメールでご連絡いたします。

=====

- ・ { 4 月 [] } の説明会に ・ { 対面
4 月 [] } { オンライン(Zoom) } で出席します。

(ご希望の日程、参加方法に○をつけてください。)

お名前 _____

連絡先 メールアドレス _____ 電話 _____

送付先 特定非営利活動法人サラダボール

つくば市天久保2-12-7アウスレーゼ1F [] 締切 4 月13日(木)必着

電話 029-859-0590 Fax 029-859-0594 Mail []

2023 年 4 月 1 日現在

移送サービスのご案内

移送車両

キャラバン : 電動リフト車 1 輦……車椅子 2 台乗車可能
 アトレー : 後部スロープ車 1 輦……車椅子 1 台乗車可能
 タント : 後部スロープ車 1 輦……車椅子 1 台乗車可能
 ノート : セダン型（普通車）1 輦
 他 運転者持ち込み車両（つくば市発着のみ）

営業時間

24 時間 365 日対応可（予約制）

利用料金

時間料金: 1 時間ごとに 1,200 円
 距離料金: 1km ごとに 25 円

} 時間料金と距離料金を合計した額
⇒ 利用料金

※但し、利用時間は集合から解散までとし、途中の待機時間を含みます。
 ※回送については 20km を超える部分について 1km ごとに 25 円の距離料金を加算します。

例) 移送時間 2 時間、20km の移送の場合

時間料金: 1,200 円 × 2 時間 = 2,400 円
 距離料金: 25 円 × 20km = 500 円

} 時間料金 + 距離料金
= 利用料金 2,900 円

利用前日までのキャンセルは無料です。当日キャンセルの場合は時間料金全額をキャンセル料として頂きます。

申し込み方法

移送サービスの利用をご希望の方は、下記の番号までお電話で、車の空き状況を確認の上、予約してください。なお、お申し込みは、なるべく前月 20 日までにお願ひします。急なお申し込みには対応できない場合があります。なお、緊急を要する場合などは、別途ご相談ください。

お問い合わせ

移送サービスのご質問・お申し込みは、下記までご遠慮なくお問い合わせください。

特定非営利活動法人 サラダボール

〒305-0028 つくば市天久保 2-12-7 アウスレーゼ 1F

Tel 029-859-0590 Fax 029-859-0594

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	ミズノ トモミ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 輸送担当	ナカノ シュンジ 仲野 俊二
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ コウジ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合	スズキ マコト 鈴木 誠
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サトウ フミノブ 佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	ゴトウ マキ 後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシツカ カズオ 石塚 一夫
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 代表世話人	マツムラ ミエコ 松村 美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト サチヨ 根本 祥代

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。